

JIS

ビニルコード

㊦ JIS C 3306 : 2000

(JCMA)

(2006 確認)

平成 12 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電線工業会(JCMA)から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS C 3306 : 1993は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願などの知的財産権にかかわる確認については、責任はもたない。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 25. 7. 15 改正：平成 12. 12. 20

官 報 公 示：平成 12. 12. 20

原 案 作 成 者：社団法人 日本電線工業会（〒104-0045 東京都中央区築地1丁目12-22 コンワビル6F
TEL 03-3542-6031）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

JIS 規格ご利用者各位

この規格票には、旧 JIS マーク表示制度による旧 JIS マーク(㊿)が付されており、これは、旧制度に基づき JIS マーク表示の対象として指定された品目であることを示しておりましたが、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS マーク表示制度となり、指定品目制度は廃止されております。

平成 20 年 10 月 1 日

(財) 日本規格協会

日本工業規格

JIS

ビニルコード

C 3306 : 2000

正誤票

ページ	位置	誤		正	
3	表2の項目欄の	特性		特性	
	加熱 シース	ビニルコード	二種ビニルコード	ビニルコード	二種ビニルコード
	引張強さ	加熱前の値の85%以上	加熱前の値の90%以上	加熱前の値の85%以上	
	伸び	加熱前の値の80%以上	加熱前の値の80%以上	加熱前の値の80%以上	

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

2001.6 日本規格協会 発行



Polyvinyl chloride insulated flexible cords

序文 この規格は、1997年に第2版として発行されたIEC 60227-5, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V—Part 5 : Flexible cables (cords)に対応する日本工業規格であるが、国内事情のため技術的内容を変更して作成している。

なお、IEC 60227-5 : 1997[定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第5部：可とうケーブル(コード)]を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格としてJIS C 3662-5 : 1998がある。

1. 適用範囲 この規格は、主として屋内で交流300 V以下の小形電気器具に使用する塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド(以下、ビニルという。)で絶縁を施したビニルコード及びビニルキャブタイヤコード(以下、コードという。)について規定する。

備考1. この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC ガイド21に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)及びNEQ(同等でない)とする。

IEC 60227-5 : 1997 Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V—Part 5 : Flexible cables (cords). (NEQ)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3102 電気用軟銅線

3. 種類及び記号 種類及び記号は、表1のとおりとする。